

# 新潟市緑化活動推進事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公園、道路、河川等で緑化活動を行う団体に対し、原材料の支給を行い、緑化活動団体の育成を図るとともに、地域への誇りと愛着のある緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進することを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成の対象者は、緑化活動を行う自治会、NPO法人、その他団体・グループ（以下「団体等」という。）とする。

## (助成内容)

第3条 市長は、予算の範囲内で団体等が行う緑化活動に対して、次の各号にあげる原材料を支給するものとする。

- (1) プランター、苗木、花の苗・種、球根、配合土
- (2) その他植栽に必要な資材

## (助成条件)

第4条 助成を希望する団体等は、次の各号にあげる条件を守らなければならない。

- (1) 活動については、施設管理者の承諾を得ること。
- (2) 実施後は、適切かつ継続して維持管理を行うこと。
- (3) 不特定多数の人が、いつでも眺めることができる場所に植栽すること。

## (助成限度)

第5条 支給する原材料の限度額は20万円（消費税込み）未満とする。

## (助成申請)

第6条 助成を希望する団体等は、新潟市緑化活動推進事業申請書（様式第1号）を別に定める日までに、市長に提出するものとする。

**(助成通知)**

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、書類審査等を行い、適正と認められた団体等に対して、新潟市緑化活動推進事業決定通知書（様式第2号）により通知し、併せて必要な原材料を申請団体に対して配付する。

**(実績報告)**

第8条 団体等は、事業を完了したとき新潟市緑化活動推進事業実績報告書（様式第3号）を速やかに市長に提出するものとする。

**(その他)**

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

**(施行期日)**

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**(助成限度に関する経過措置)**

2 新津、白根、豊栄、小須戸、西川の各支所管内における助成限度額は、平成19年3月31日まで30万円（消費税込み）未満とする。

# 新潟市緑化活動推進事業の留意事項

## 第2条関係

○助成対象団体は原則として次の事項を満たすものとする。

- (1)概ね5人以上で組織され、継続して活動する予定の団体・グループであること。
- (2)緑化活動対象施設の所属職員で構成される団体・グループでないこと。
- (3)団体は緑化活動を自ら実施するものであること。

## 第3条関係

○プランターは原則容易に移設可能な重量のものであること。

○苗木は原則、高木は樹高2.0m以下、低木は樹高1.0m以下とする。

○花苗は芝生、地被類を含む。

○団体の運営経費は助成対象外とする。

## 第4条関係

○対象施設は、本市や、国、県の施設で、次に示す施設とする。

(1)公園、道路、河川

(2)その他特に市長が認める施設

○緑化活動の具体的内容について、施設管理者と十分に協議を行うこと。

○除草・灌水・追肥・清掃等の維持管理は助成対象団体がを行い、灌水に係る費用負担や、

除草、清掃等によるゴミの処理方法については、施設管理者と十分に協議すること。